（１０）人総発－００３
２０１０年7月１３日

事業所事務長　　殿
事業所実務担当者　　殿

人事総務課長

医療現場において発生した針刺し事故等に係る療養費の取り扱いについて

日常のご奮闘に心から敬意を表します。

さて、針刺し事故等発生時の療養費（労災保険請求等）については、次の取り扱いとすることとしましたので、関係職員に周知されるようお願いします。

１．診察及び処置に係る費用

針刺し事故等による負傷等に対する当初の処置（消毒、洗浄等・基本診療料に含まれる程度のもの）は、労災保険による補償が受けられるため、労災保険に請求すること。

２．被傷者本人の検査に係る費用

（１）加害血の陽性（ＨＣＶなど）が確定している場合

針刺し事故等発生時の被傷者本人の検査費用（陽性のウィルス検査）は、労災保険による補償が受けられるため、労災保険に請求すること。

（２）加害血が陰性である場合

針刺し事故等発生時の被傷者本人の検査費用は、労災保険では補償されないこと、組合「針刺し事故の対応マニュアル」が一般的な基準より安全を考慮した制度であり、健康保険適用になじまないことから、該当職員の所属事業所が費用を負担することとする。

（３）刺さった針等が誰に使用したものか特定できない場合

刺さった針等が誰に使用したものか特定できない場合は、労災保険に請求します。（事故等発生状況にその旨を記述のこと。）

万一、労災保険で補償されなかった場合は、健康保険に請求します。

(参考)

針刺し事故等とは

ａ．血液等を含む注射針等（感染性廃棄物を含む。）により手指等を受傷した場合。

ｂ．既存の負傷部位（業務外の事由によるものを含む。）や眼球等に血液等が付着した場合。